

2011年3月29日

中小企業庁
長官 高原一郎 殿

日本労働組合総連合会
事務局長 南雲 弘行

東北地方太平洋沖地震からの災害復興に向けた要請

過日、発生した大地震と大津波の襲来は、これが本当に現実の世界で起こったことなのかと疑いたくなるほどの被害を、東北地方を中心に甚大、かつ広域にまたがって与えており、被害は日増しに拡大する状況にある。それは生活インフラを根底から崩壊させると共に、産業・企業基盤についても壊滅的な打撃をもたらしており、生活インフラ部分だけでなく、産業政策を含め都市機能をどのように再生していくかの施策を不可欠にしている。

こうした状況を踏まえ、不要不急の財政支出を抑制し、予算の組み替えや対象工事の組み換えで復興対策に充当するとともに、特別立法を含めて、災害復興対策の実施を要請する。

記

1. 資金繰り等の金融対策について

- 今回の震災は、被災地の企業はもちろん、被災地以外の企業にも収益と資金繰りに甚大な影響を与えており、部品調達難や物流の停滞などでも操業停止や縮小に追い込まれている企業は非常に多い。3月の決算を控え、多数の企業が特別損失、或いは売り上げ減少に伴う損失を余儀なくされる恐れがある。
- そのため、既に延長されることになった緊急保証制度に加えて、日本政策銀行等による緊急繋ぎ融資を実施すべきである。一方、「貸し剥がし」を防ぐためにも、銀行の自己査定基準における緩和を指導する必要がある。
- しかしながら、自己査定基準が緩和されたとしても、銀行が融資に慎重になることは間違いない。時限的に企業規模を問わない信用保証制度を創設するとともに、自己資本が不足する被災地の中小金融機関への公的資金の注入

についても実施するべきである。

2. 企業再生支援について

- 資金繰り支援が行なわれたとしても、企業の維持・再生がままならない企業もでてくる。その際には、債務調整（民事再生手続き、中小企業再生支援協議会、特定調停制度）手法の周知徹底が必要となる。また、企業再生支援機構による資本注入についても検討するべきである。
- また、二次請、三次請が被災し、サプライチェーンが断絶している現状に鑑み、中小企業の復興支援についての積極的な対応を行うべきである。被災して大企業に出荷できない状態が続くと、大企業の調達先が海外メーカーなどに代わってしまい、一旦そうなると、受注を取り戻すのは至難の技であり、「擦り合わせ」を得意とする日本の製造業の強みまで失われかねない。そのため、サプライチェーンの復旧に全力をあげるとともに、企業再建・事業承継資金を活用した産業再生資金の提供と低利率融資、中小企業金融円滑化法の期限延長と資金繰りの支援、租税公課の免除についても行う。
- 一方、中小企業庁等で中小企業への災害対策として実施されている支援策（貸付金の償還期間の延長、災害復旧事業にかかる補助等）については中堅企業以上についても企業規模にかかわらず、支援が受けられるよう、支援内容も含め、対応する。雇用調整助成金の特例措置の更なる要件緩和など、震災により影響を受けた企業等に対する各種支援策について迅速に実施する。

3. 中小企業労働者に対する支援について

- 震災の被害については物的被害の状況も明らかになっていないなかで雇用喪失の全貌の把握は数カ月を待たなければならないだろうが、当面、以下の対応が必要と思われる。
 - ・ 避難所等における、求職支援、雇用保険・労災保険の手続き相談体制の強化、民間職業紹介所とも連携した広域的な就職支援対策の実施
 - ・ 工場・事業所閉鎖にかかわる対応（雇用維持への支援、相談窓口等）
 - ・ 内定している新卒者の雇用確保
 - ・ 復興事業にかかわる就労確保
 - ・ 失業無き労働移動のための出向・移籍支援 など

以上